

組合員の皆さまからよくある質問

短期給付係
(082) 513-4957

短期給付Q&A

短期給付について、組合員の皆さまからお問い合わせがあった質問をピックアップしました。事務手続が必要な場合、書類の提出が遅れないように御注意ください。

組合員資格

Q：会計年度任用職員（フルタイム）に採用されました。いつから、公立学校共済組合の組合員の資格を取得しますか？

A：1ヶ月の任用が18日以上ある月（週休日を除く。年次有給休暇等給与支給対象日は含める。）が引き続き12ヶ月を超えた場合、13ヶ月目の初日で資格を取得することになります。

Q：任期付職員が引き続き、会計年度任用職員（フルタイム）として任用されました。共済組合の資格も引き続くことになりますか？

A：任期付職員の任期満了日の翌日で、共済組合の資格を喪失します。会計年度任用職員（フルタイム）に採用された場合、会計年度任用職員（フルタイム）の期間が共済組合の定める要件を満たした日（上記参照）から、新たに共済組合の資格を取得することになります。

Q：任期付職員から引き続き、臨時の任用職員として任用されました。令和2年度から臨時の任用職員は任用の初日から共済組合の資格取得となったので、組合員証はそのまま使用していいでしょうか？

A：任用の変更に伴い、組合員証番号が変更となりますので、組合員証は任期付職員の退職日以後、速やかに所属所にお返しください。また、新しい組合員証の交付のため、「組合員資格取得（継続届書）」を所属所に提出してください。

Q：退職することになりました。組合員証は自分で処分してもよいですか？

A：組合員証（被扶養者証・高齢受給者証を含む。）は、退職日以後速やかに退職時の所属所にお返しください。

組合員証を紛失した場合

Q：組合員証をどこかに落として紛失してしまいました。どうしたらよいですか？

A：組合員証（被扶養者証・高齢受給者証を含む。）を再発行しますので、「再交付申請書」を所属所に提出してください。組合員証等は、キャッシュカードと異なり組合員証としての効力を無効にすることができないため、警察に遺失届を提出すること以外は、被害防護の方法はありません。紛失には十分気をつけてください。

Q：組合員証を紛失し、新しい組合員証の交付を受けましたが、古い組合員証が出てきました。どうしたらよいですか？

A：古い組合員証に、『再発行前の保険証』と表記をして共済組合に返送してください。

第三者加害

Q： 交通事故に遭いました。組合員証を使って病院にかかってもよいですか？

A： 交通事故、他人のペットや暴力行為などの第三者の行為によってけがをしたり、病気になったりした場合の医療費は、原則として加害者が負担すべきものなので、本来ならば組合員証を使用する必要はありません。しかし、すぐに加害者が負担できない等により、組合員証を使用する場合には、共済組合に事故報告書等を提出していただく必要があるため、速やかに共済組合へ連絡してください。なお、医療機関から届く診療報酬明細書等により、当支部が第三者加害行為を知った場合、問合せさせていただくことがあります。

- | | | |
|--------|-----------------|--------------------------|
| 【提出書類】 | ①損害賠償申告書 | ⑥同意書 |
| | ②事故報告書 | ⑦治癒届（治癒したとき） |
| | ③事故発生状況報告書 | ⑧交通事故証明書 |
| | ④交通事故による加害者関係事項 | ⑨示談書の写し（示談完了したとき） |
| | ⑤確約書 | (①～⑦は福利厚生事務の手引様式集にあります。) |

Q： 交通事故等のけがを、組合員証を使用して治療したら、どうして共済組合に電話連絡及び書類提出が必要なですか？

A： 組合員証等を使用することにより、本来は加害者が負担すべきである医療費等の原則7割部分を共済組合が立て替えて払うことになります。共済組合では、提出書類に基づき、その立て替えた医療費等を加害者に請求します。

被扶養者認定

Q： 収入限度額を判定する場合、通勤手当の非課税部分は控除できますか？

A： 課税、非課税にかかわらず、通勤手当は全額を収入に含めて判定します。

Q： パートの賞与は収入に含まれますか？

A： 賞与も収入に含まれます。支給額を12で除して賞与支給日以降の各月に振り分け、各月の収入とします。

Q： 個人年金は収入に含まれますか？

A： 個人年金は非課税部分も含めて全額が収入に含まれます。なお、個人年金は公的年金ではありませんので、別に公的年金を受給していなければ、60歳以上であっても年間の収入限度額は130万円未満となります。

Q： 再婚した妻の子供（養子縁組はしていない）は、遠方の大学に進学したため、仕送りしています。引き続き私の被扶養者になれますか？

A： 配偶者の子は、同居が要件になりますので、別居した時点で、被扶養者の認定を取り消す必要があります。

Q： 当共済組合員である、配偶者が育児休業に入り、無給になります。私の被扶養者になれますか？

A： 配偶者は育児休業中でも、当共済組合の資格は継続となりますので、被扶養者にななりません。

保健給付

Q： 病院から「高額療養費の手続きをしてください」と言われました。どうしたらいいですか？

A： 支払前に医療費が高額になることが予想される場合には、「限度額適用認定証」を利用して、医療機関の窓口で高額療養費部分を支払わないでおくことができます。「限度額適用認定証」の利用を希望する場合は、「限度額適用認定申請書」を所属所を通じて提出してください。

支払が完了している場合や、「限度額適用認定証」を利用しない場合には、受診の3か月後以降の月末に「高額療養費」を給付します。公立学校共済組合では「高額療養費」は自動給付ですので、この場合の手続きは不要です。

Q： 組合員証・被扶養者証が手元になかったため、医療機関で医療費を全額負担しました。請求すれば医療費の払戻しを受けることができますか？

A： 組合員資格期間中・被扶養者認定期間中の受診であれば、総医療費に対して共済組合が負担する割合（7又は8割）の医療費を給付します。「療養費・家族療養費請求書」に医療機関の発行する領収書（原本）と診療報酬明細書（レセプト（病名等の記載のあるもの））を添付して、所属所に提出してください。

Q： 医師の指示により治療用装具（コルセット等）を購入しました。払戻しが受けられると聞きましたが、どうすればいいですか？

A： 総医療費に対して共済組合が負担する割合（7又は8割）の医療費を給付します。「療養費・家族療養費請求書」に領収書（原本）、診断書・装具装着証明書、装具の内訳が記載された書類（領収書に内訳の記載がある場合は不要）を添付して、所属所に提出してください。

休業給付

Q： 病気で休職に入りました。共済組合から何か給付を受けられますか？

A： 公務によらない病気であれば、給料が出ている間でも、平均標準報酬月額を基に算定される給付日額が、支給されている給料を基に算定される報酬日額を上回った場合、差額を傷病手当金として支給します。また、一年以上組合員であった人が、傷病手当金が支給されずに退職した場合でも、退職した日において、勤務に服することができなかった日以後3日を経過している場合には支給することができます。なお、傷病手当金の支給にあたっては、「傷病手当金・同附加金請求書」及び添付書類の提出が必要です。

福利厚生事務の手引を
HPに掲載しておりますので
あわせて御覧ください。

